

役員を選任について

会 長 広島市長（日本）
副会長 長崎市長（日本）
ハノーバー市長（ドイツ）
マラコフ市長（フランス）
モンテンプル市長（フィリピン）
マンチェスター市長（英国）
イーペル市長（ベルギー）
グラノラズ市長（スペイン）
ハラブジャ市長（イラク）
ビオグラード・ナ・モル市長（クロアチア）

計 10名

（説 明）

- ・ デモイン市長（米国）は、留任の回答がなく、副会長を退任。
- ・ モントリオール市長（カナダ）は、意向により副会長を退任し、理事に就任。
- ・ 他の10市長は留任。

（参 考）

平和首長会議規約（抜粋）

（役員）

第4条 この機構に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

理事 若干名

2 会長及び副会長は、総会において連帯都市の首長の互選によって決定する。

3 会長は、この機構を統轄及び代表し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

5 理事は、会長が連帯都市の首長の中から選任する。

なお、選任にあたっては、地域性を配慮して行うものとする。

6 理事は、会長及び副会長を補佐し、この機構の円滑な運営を図るものとする。

（任期）

第5条 役員任期は、次期総会において新たな役員が選任されるまでの間とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、役員に選任された連帯都市の首長が、当該首長の職を退任し、又は辞任した場合は、後任の首長を役員とする。この場合において、任期中退任し、又は辞任した役員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。